

「導入修習・分野別実務修習参加のための旅費申告書」記載要領等

- 1 提出期限
11月2日（金）必着
- 2 提出先
配属予定の地方裁判所。
封筒の宛名は、「〇〇地方裁判所司法修習事務担当者」とする。
- 3 振込先について
修習給付金の振込先と同じ口座を指定する。
- 4 航空機を利用する場合
航空機を利用する場合は、「司法修習における旅費について」3(2)記載の証明書類を提出する。
 - (1) 導入修習に参加する際に航空機を利用した場合の証明書類については、紛失防止のため、12月10日（月）までに司法研修所経理課経理係に提出すること。提出された証明書類は、同係から各配属庁に送付する。
 - (2) 分野別実務に参加する際に航空機を利用した場合の証明書類については、修習開始日に配属庁に提出する。